

電気工作物の点検、実施回数、方法は以下の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- ① 月次点検とは、施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- ② 年次点検とは、施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- ③ 精密点検とは、年次点検に加え、機器の内部点検（絶縁油の点検は該当なし）及び試験をいう。
- ④ 臨時点検とは、異常が発生した場合の原因を探求するために行う点検をいう。
- ⑤ 遠隔監視とは、対象設備の遠隔監視（漏電による異常データの収集）を行うことをいう。
- ⑥ 工事期間中の点検とは、施設の運転中に行う外観点検をいう。

2 点検の実施回数

- ① 月次点検は、1ヶ月に1回以上行うものとする。
- ② 年次点検は、1年に1回以上行うものとする。
- ③ 精密点検は、1年に1回以上行うものとする。
- ④ 臨時点検は、必要の都度、行うものとする。
- ⑤ 遠隔監視は、常時行う。
- ⑥ 工事期間中の運転は、毎週1回行うものとする。

3 点検の方法

- ① 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ・電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ・電線と他物との離隔距離の適否
 - ・機械器具、配線の取付状態及び過熱の有無
 - ・接地線等の保安装置の取付け状態
- ② 観察点検とは、施設の運転を停止して上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- ③ 年次点検には月次点検も含まれる。
- ④ 遠隔監視は絶縁監視装置を電気室内のトランスにキュービクル毎（3箇所）に接続し監視を行う。

4 年次点検の実施

- ① 年次点検は停電（発電切替）をとめない空調を停止するため、気象の変異などの特段の事情がない限り室温に影響が少ない11月初旬頃の日曜日に原則1回、行うものとする。
- ② 年次点検時は発電及び受電の復電時のトラブル（無電状態）に備え、すみやかに復電等ができるよう予め十分な人員の確保と器材の配備及び対応方法の周知しておくこと。
- ③ 停電点検にあたっては、電力供給会社等の関係機関への事前連絡等を行うとともに、予め発注者に関係連絡先との調整状況の報告と年次点検スケジュールを提出し承認を得ること。